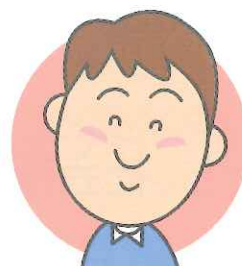
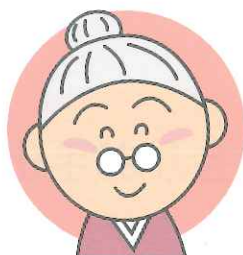
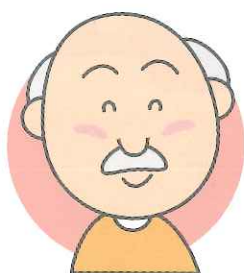


# あんしんねっと

## 「日常生活自立支援事業」の ごあんない

「日常生活自立支援事業(愛称「あんしんねっと」)とは、  
高齢の方や障がいを持った方が地域で安心して生活が送れるよう  
福祉サービスの利用手続の援助や代行、  
また、それにとまなう日常的な金銭管理などをおこなう事業です。

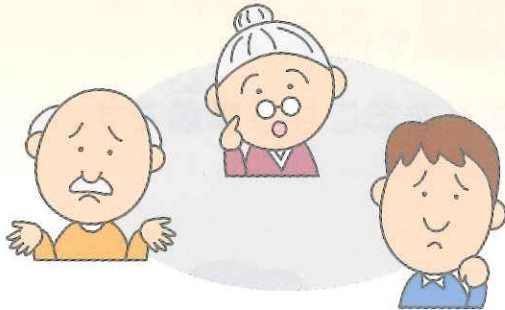


社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会  
地域福祉企画部 生活支援相談室

こま かつ  
こんなことでお困りの方を  
おう えん  
応援します。

自分の判断能力に不安がある方や、福祉サービスの利用の仕方がわからなかったり、預貯金の出し入れなどにお困りの方を対象としています。

※たとえば、認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者など判断能力が十分でない方です。



ぼ めん  
さまざまな場面で  
てい きょう  
「あんしん」をご提供します。

日常生活自立支援事業は、みなさまが安心して地域で暮らせるように、福祉サービスの利用手続、公共料金などの支払い手続、大切な書類の保管などをお手伝いします。サービスをご利用いただく際には、ご本人と一っしょに支援計画を作成し、サービスをご提供します。このサービスには利用料がかかります。



しゃ かい ふく し きょう ぎ かい て つだ  
わたしたち、社会福祉協議会がお手伝いします。

日常生活自立支援事業は、社会福祉協議会が実施しています。

社会福祉協議会は、地域の住民や、福祉・保健などの関係者、行政機関、ボランティアなどによって構成される、地域福祉を推進する公益性の高い非営利組織で、ご相談やサービスのご提供のため、各地域の基幹的な社会福祉協議会(基幹社協)で働く「専門員」、「生活支援員」がみなさまのところにうかがいます。サービスにご不満のあるときは、いつでも解約できます。

せん もん いん やく わり  
「専門員」の役割



悩みごとのご相談を受けて、ご本人の意向をもとに適切な支援計画を作成し、サービス提供までのお手伝いをします。

せい かつ し えん いん やく わり  
「生活支援員」の役割



契約の内容に沿って、定期的な訪問します。福祉サービスの利用手続、預貯金の出し入れをお手伝いします。

●● あんしんして  
りょう  
ご利用いただくために

この事業の実施にあたっては、利用者和社会福祉協議会の契約内容を審査するための契約締結審査会、サービス提供の適正さを監督するための運営監視小委員会が設置されています。これらの会は、法律、医療、福祉の専門家と当事者団体などで構成し、適正な事業運営に努めています。



# 1

## どんな人が利用できるの？

自分ひとりで判断をすることに不安な方や  
お金の管理に困っている方などが  
ご利用できます。

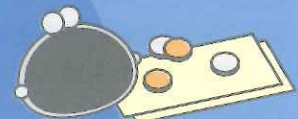
たとえば、認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者など判断能力が不十分な方が対象です。なお、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳を持っている方や、認知症の診断を受けている方に限られるものではありません。

ホームヘルプサービスや配食サービスといった福祉サービスの利用、その他日常生活を送るうえで自分ひとりで判断するには不安がある方、預貯金の出し入れや日常生活に必要な公共料金などの支払い方法がわからないといったことでお困りの方は、ぜひ、ご相談ください。

介護保険関係の書類が  
たくさんくるけど、  
どう手続きしたら  
いいかわからない方



計画的にお金を  
使いたいけど  
いつも  
迷ってしまう方



福祉サービス  
を使いたいけど、  
どうすればいいか  
わからない方

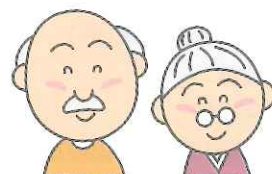


最近物忘れが多くて  
預金通帳を  
ちゃんとしたか  
いつも心配な方



施設や病院に入所、  
入院した場合でも  
ご利用できます。

福祉施設に入所したり、病院に入院した場合でも、日常生活自立支援事業のサービスを利用できます。専門員や生活支援員が定期的に訪問して、施設・病院での生活やサービス利用に関する情報提供・相談・助言、施設・病院などの利用料の支払い手続きなどのお手伝いをします。



※施設・病院等で実施している金銭管理サービスと連携を図ります。

# 2 どのようなサービスが受けられるの？

## 福祉サービスの利用援助

### 福祉サービスの利用援助

福祉サービスを、あんしんして  
利用できるように、お手伝いします。

- ◎ さまざまな福祉サービスの利用に関する情報の提供、相談。
- ◎ 福祉サービスの利用における申し込み、契約手続きの代行、代理など。
- ◎ 福祉サービスの利用料金の支払い手続。
- ◎ 福祉サービスの苦情を解決するための手続。

## 書類等預かりサービス



## 日常的金銭管理サービス

### 日常的金銭管理サービス

毎日の暮らしに欠かせない  
お金の出し入れをお手伝いします。

- ◎ 年金及び福祉手当の受領に必要な手続。
- ◎ 病院への医療費の支払い手続。
- ◎ 税金や社会保険料、電気・ガス・水道等公共料金の支払い手続。
- ◎ 日用品購入代金の支払い手続。
- ◎ 預貯金の出し入れなどの手続。



### 書類等預かりサービス

大切な印鑑や証書などを  
安全な場所でお預かりします。

保管を希望する重要な証書類をお預かりします。

◆ 保管できる証書類(例)

- ◎ 年金証書
- ◎ 預貯金通帳
- ◎ 証書(保険証書、不動産権利証、契約書など)
- ◎ 印鑑
- ◎ マイナンバー通知カード



※次のようなものはお預かりできません。  
宝石、書画、骨董品、貴金属類など。

# 3

## サービスの利用手続はどうすればいいの？

ごま かた  
お困りの方は…

相談の  
受付

**1** まず、お近くの社会福祉協議会に  
ご連絡ください。

- ご本人以外でも、ご家族など身近な方、各種センター、民生委員などを通じてのお問い合わせにも対応します。



相談  
打ち合わせ

**2** 担当者が  
おうかがいします。

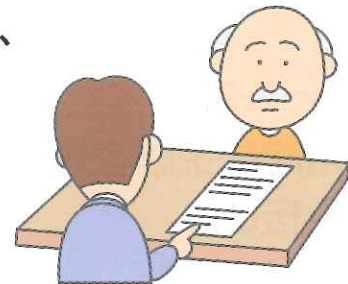
- 専門的な知識を持った専門員がご自宅等を訪問し、親身になってご相談に応じます。ご相談にあたってはプライバシーに配慮し、秘密は必ず守ります。お気軽にご相談ください。



契約書・  
支援計画の  
作成

**3** お困りのことを一緒に考え、  
支援計画をつくります。

- 福祉サービスを利用したいけれど、どうしたらよいかよくわからないなど、お困りのことと、ご希望をお聞きします。その後、契約内容・支援計画をご提案します。



契約

**4** 利用契約を結び、  
サービスが開始されます。

- ご納得いただければ、ご本人と社会福祉協議会とが利用契約を結びます。ご契約のあと、支援計画にそって、生活支援員がサービスをご提供します。



サービスの  
開始

### ●● サービスの利用に費用はかかりますか？

ご相談は無料です。……ご相談や支援計画の作成にかかる費用は無料です。

サービスは有料です。…福祉サービス利用援助、金銭管理などのサービスを利用する際は料金がかかります。  
1回1時間あたりおおむね1,300円です。

※生活保護を受けている方は無料です。



# 4 ひとり一人ひとりの暮らしをしっかりとサポート

## 日常生活自立支援事業の利用事例

いきいきと、安心して暮らしたい。  
日常生活自立支援事業は、あなたの生活をサポートする事業です。

### ■ ケース-1

#### ホームヘルパーの利用と通帳管理のお手伝い。

吉田 花子さん (78歳) ※仮名



吉田さんは、ひとり暮らし。最近「通帳の置き場所が時々わからなくなる」など不安を感じていました。また、ホームヘルパーを利用したいと思っていましたが、どうやって手続

をしたらいかがいかわかりませんでした。そんな不安を思い切って民生委員に相談したことが、日常生活自立支援事業を知るきっかけとなりました。

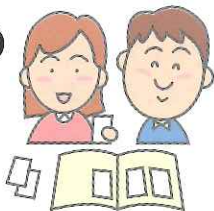
契約にあたっては、社会福祉協議会の専門員が吉田さん宅を訪れ、事業の目的やサービスの内容について説明してくれました。

吉田さんの担当となった生活支援員は同じ市に住む山田さん。地域で配食サービスのボランティア活動もしています。サービスの内容は福祉サービスの利用援助と日常的な金銭管理の支援です。毎月2回山田さんが訪れ、貯金から生活費を下ろしたり、吉田さん宛ての郵便物のなかで支払いの必要なものがあれば、いっしょに確認をして支払いのお手伝いをします。さらに要介護認定の申請やケアプラン作成の依頼などでも、山田さんが立ち会うなど、吉田さんの暮らしをしっかりとサポートしています。

### ■ ケース-2

#### 日常的な金銭管理のお手伝い。

古川 一郎さん (35歳) ※仮名



古川さんは、ひとり暮らしをしながら地域の作業所に通っています。身の回りのことはほとんど自分でできますが、お金の使い方、特に何を買うのにいくらかかるのかを考えて使うのが苦手です。同じ作業所の職員が、社会福祉協議会に相

談したことがきっかけで、日常生活自立支援事業のサービスを利用することになりました。

生活支援員の太田さんは、養護学校の先生をしていた人です。古川さんは、毎週1回太田さんに来てもらい、その週に使うお金について相談します。その後いっしょに銀行に行ってお金を下ろしてきます。太田さんにすすめられて、最近買い物をしたときのレシートをノートに貼るようになりました。「おかげで、お金を使いすぎることもなくなり、お金がどれくらいあるのか心配なときは、太田さんに聞けばわかるので安心です」と、古川さんは話しています。

### ■ ケース-3

#### 契約のお手伝いや買い物などの相談。

鈴木 弘美さん (40歳) ※仮名



鈴木さんは、アパートでひとり暮らしをしながら、昼間は病院のデイケアに通っています。以前から契約などで判断に迷うことがあったり、友だちとの人間関係の悩みを周りに相談することができず、とても心配になってしまうことがあり

ました。

日常生活自立支援事業のサービスの内容は、月に1回、生活支援員の大塚さんが鈴木さん宅を訪問。その月に必要なお金について相談し、いっしょに銀行に行ってお金を下ろしてきます。電化製品などの買い物をするときや、定期預金の解約などについても心配なときは相談をします。

大塚さんは、自らボランティアグループで活動するだけでなく、社会福祉協議会の精神保健ボランティア講座にも参加している行動派です。そんな大塚さんとのおしゃべりも楽しみだと、鈴木さんは話しています。

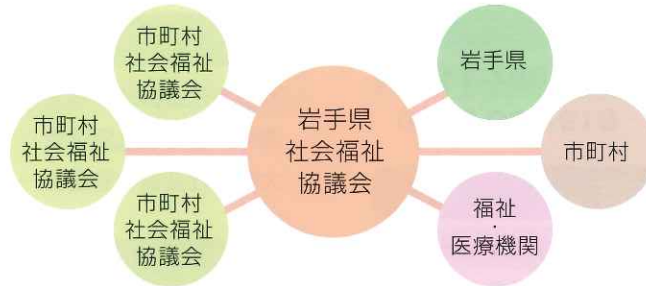
# 5

## もっと知りたい日常生活自立支援事業

### さまざまな関係機関との連携を大切にしています。

この事業の実施主体は、岩手県社会福祉協議会です。岩手県の指導のもと、県内を12の地域に分けて、基幹的な社会福祉協議会に専門員を配置してこの事業を

実施しています。また、市町村社会福祉協議会の協力を得るとともに、岩手県、市町村のほか、さまざまな福祉・医療機関と連携を図っています。



### 「成年後見制度」の利用を支援します。

日常生活自立支援事業のご利用にあたっては、ご本人と社会福祉協議会が対等な立場で契約をすることが前提です。ご本人に、このサービスを受ける意思があり、なおかつ契約の内容をある程度理解できることが必要です。

社会福祉協議会との契約ができるだけの判断能力がご本人になくなった場合には、「成年後見制度」やこの事業以外でご本人にふさわしい援助につなぐことができます。



判断能力がなくなったときは、申立により、家庭裁判所が、成年後見人等を選任します。



### 「成年後見制度」とは。

精神上的の障がいによって、判断能力が十分でない方(認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など)を法的に支援する制度です。

本人の判断能力の程度によって次のような区分があります。

区分	本人の判断能力	援助者	
後見	全くない	成年後見人	成年後見人等の援助の状況をチェックする監督人を選任することがあります。
保佐	特に不十分	保佐人	
補助	不十分	補助人	
任意後見	本人の判断能力が不十分になった時に、あらかじめ契約を結んでおいた任意後見人が本人を援助する制度です。家庭裁判所が任意後見監督人を選任した時から、その効力が生じます。		

申立により、家庭裁判所が成年後見人等を選任します。

成年後見人等は、本人の意思を尊重し生活状況に配慮しながら、本人に代わって財産を管理したり、必要な契約を結ぶことによって、本人を保護・支援します。

「日常生活自立支援事業」に関するお問い合わせは  
お近くの市町村社会福祉協議会へ

盛岡地域

盛岡市社会福祉協議会 …………… 019-651-1000  
紫波町社会福祉協議会 …………… 019-672-3258  
矢巾町社会福祉協議会 …………… 019-611-2840

滝沢地域

滝沢市社会福祉協議会 …………… 019-684-1110  
雫石町社会福祉協議会 …………… 019-692-2230

八幡平地域

八幡平市社会福祉協議会 …………… 0195-74-4400  
葛巻町社会福祉協議会 …………… 0195-66-2111  
岩手町社会福祉協議会 …………… 0195-62-3570

花巻地域

花巻市社会福祉協議会 …………… 0198-24-7222

北上地域

北上市社会福祉協議会 …………… 0197-64-1212  
西和賀町社会福祉協議会 …………… 0197-85-3225

奥州地域

奥州市社会福祉協議会 …………… 0197-25-7171  
金ヶ崎町社会福祉協議会 …………… 0197-44-6060

一関地域

一関市社会福祉協議会 …………… 0191-23-6020  
平泉町社会福祉協議会 …………… 0191-46-5077

大船渡地域

大船渡市社会福祉協議会 …………… 0192-27-0001  
陸前高田市社会福祉協議会 …………… 0192-54-5151  
住田町社会福祉協議会 …………… 0192-46-2300

釜石地域

釜石市社会福祉協議会 …………… 0193-31-1331  
遠野市社会福祉協議会 …………… 0198-62-8459  
大槌町社会福祉協議会 …………… 0193-41-1511

宮古地域

宮古市社会福祉協議会 …………… 0193-64-5050  
山田町社会福祉協議会 …………… 0193-82-3841  
岩泉町社会福祉協議会 …………… 0194-22-3400  
田野畑村社会福祉協議会 …………… 0194-33-3025

久慈地域

久慈市社会福祉協議会 …………… 0194-53-3380  
洋野町社会福祉協議会 …………… 0194-65-5360  
野田村社会福祉協議会 …………… 0194-71-1414  
普代村社会福祉協議会 …………… 0194-35-2100

二戸地域

二戸市社会福祉協議会 …………… 0195-25-4959  
一戸町社会福祉協議会 …………… 0195-33-3385  
軽米町社会福祉協議会 …………… 0195-46-2881  
九戸村社会福祉協議会 …………… 0195-41-1200

※ は、基幹的な社会福祉協議会で専門員が配置されています。  
生活支援員は、各市町村社会福祉協議会単位に配置されています。

社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会  
地域福祉企画部 生活支援相談室

〒020-0831 岩手県盛岡市三本柳 8-1-3 ふれあいランド岩手内  
電話 019-637-8863 FAX 019-637-9722  
<http://www.iwate-shakyo.or.jp/>